

令和4年5月30日

学生各位

学生支援係

2022年度日本学生支援機構貸与奨学生（緊急採用・応急採用）の募集について（通知）

標記のことについて、下記の通り募集しますので、希望者は学生支援係まで申し出てく
ださい。

記

1. 緊急採用・応急採用の対象について

家計が急変した者で次の事項のいずれかに該当すると認定され、その事由が発生した月
から12ヶ月以内である場合、緊急採用・応急採用の対象となります。

※ 家計急変の事由が発生した月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要がある

(ア)生計維持者が失職・退職・休職した場合

※ 再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合は該当します。

(イ)生計維持者が死亡又は離別（離婚・失踪等）した場合

(ウ)生計維持者が破産、病気等の場合

(エ)火災、風水害、震災等の災害により被害を受けたことにより、支出が著しく増大、若
しくは収入が減少した場合

(オ)在学する学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで就学に要する費用が
増加した場合

(カ)新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けたことにより、生計維持者について収入
が減少した場合

2. 緊急採用・応急採用における貸与期間等について

貸与奨学金の種類	申込可能学年	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用 （第一種奨学金）	全学年 専攻科	家計急変の事由発生月～20 23年3月の間で希望する月	2023年3月
応急採用 （第二種奨学金）	4・5年生 専攻科	家計急変の事由発生月～20 23年3月の間で希望する月	原則として 卒業予定期

3. 必要書類

- ・ 確認書兼同意書（貸与奨学金案内冊子綴じ込み）
- ・ スカラネット下書き用紙（貸与奨学金案内冊子綴じ込み）
- ・ 特別控除に関する証明書類（該当者のみ）
- ・ その他必要な証明書類（該当者のみ）
- ・ 家計急変事由に関する証明書類
- ・ 家計急変事由発生前1年間と発生後1年間の収入を証明する書類（給与明細、帳簿等）

4. 採用後について

1. マイナンバーの提出

採用後に配付される「マイナンバー提出書」を機構の指定先に提出してください。

2. 適格認定

毎年1回（12月～2月頃）、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。